

令和5年度 経営事項審査等申請要領

香 川 県

1 はじめに

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法により経営事項審査を受けることが義務づけられています。このため、国、県・市町村、公共法人などが発注する公共工事の入札に参加しようとする建設業者の方は、①建設業の許可を受け、②経営事項審査を受けてから、③入札参加資格審査の申請を行うこととなります。

この申請要領は、県が行う経営事項審査（経営規模等評価申請及び総合評定値請求）の手続き等について説明しています。香川県や県内市町への入札参加資格審査の申請については、別に定める「建設工事入札参加資格審査申請要領」をご覧くださいとともに、建設業の許可については、以下へお問い合わせください。

○問い合わせ先

香川県土木部土木監理課	Tel087-832-3507	高松土木事務所総務課	Tel087-889-8941
長尾土木事務所総務課	Tel0879-52-2585	中讃土木事務所総務課	Tel0877-46-3263
小豆総合事務所総務課	Tel0879-62-1332	西讃土木事務所総務課	Tel0875-25-1001

令和5年度の主な変更点・注意点

【変更点】

- ・建設機械の所有及びリース台数について（項番64）（詳細は24～26ページ）
①項番64に記載できる建設機械の台数は、「15台」までとします。
16台目以降の審査は行いません。
（なお、15台が点数の上限であり、16台以上所有している場合も点数は変わりません。）
②建設機械一覧表（39ページ参照）を作成し、提示してください。
なお、一覧表は審査時に県担当者が確認し、審査済印を押印して返却します。
次回以降の申請において、一度審査した一覧表（県の審査済印があるものに限る）を提示いただければ、所有確認のための売買契約書等、規格を確認するためのカタログ等は省略可能とします。
※令和5年度経審では、確認書類の省略はできません。
- ・舗装用機械の確認方法について（技術評価点数算定基礎申告書①）（詳細は28～29ページ）
舗装用機械一覧表（39ページ参照）を提示してください。
※経営事項審査用の建設機械一覧表を作成している場合も、別途作成が必要です。

【注意点】

- ・令和5年1月1日付けで経営事項審査の審査基準その他評価項目が改正されています。
申請書様式についても変更されていますので、新様式で申請してください。（別紙三のみ）

改訂履歴

令和5年4月7日

【項番61】公認会計士等の数、【項番62】2級登録経理試験合格者の数(23ページ)

平成28年度以前の登録経理試験1級・2級合格者の取扱及び確認書類について、訂正しました。

(平成28年度以前の登録経理試験1級・2級合格者については、令和5年3月31日を審査基準日とする申請まで評価対象となります。令和5年4月1日以降を審査基準日とする申請において、引き続き評価対象となるためには、令和5年4月1日以降に到来する審査基準日までに登録経理講習を受講する必要があります。)

令和5年7月18日

【項番64】建設機械の所有及びリース台数(24～26ページ)

電子車検証を確認書類として提示する場合の取扱について、追記しました。

(電子車検証の場合、「自動車検査証記録事項」もあわせて提示が必要です。)

2 経営事項審査の概要

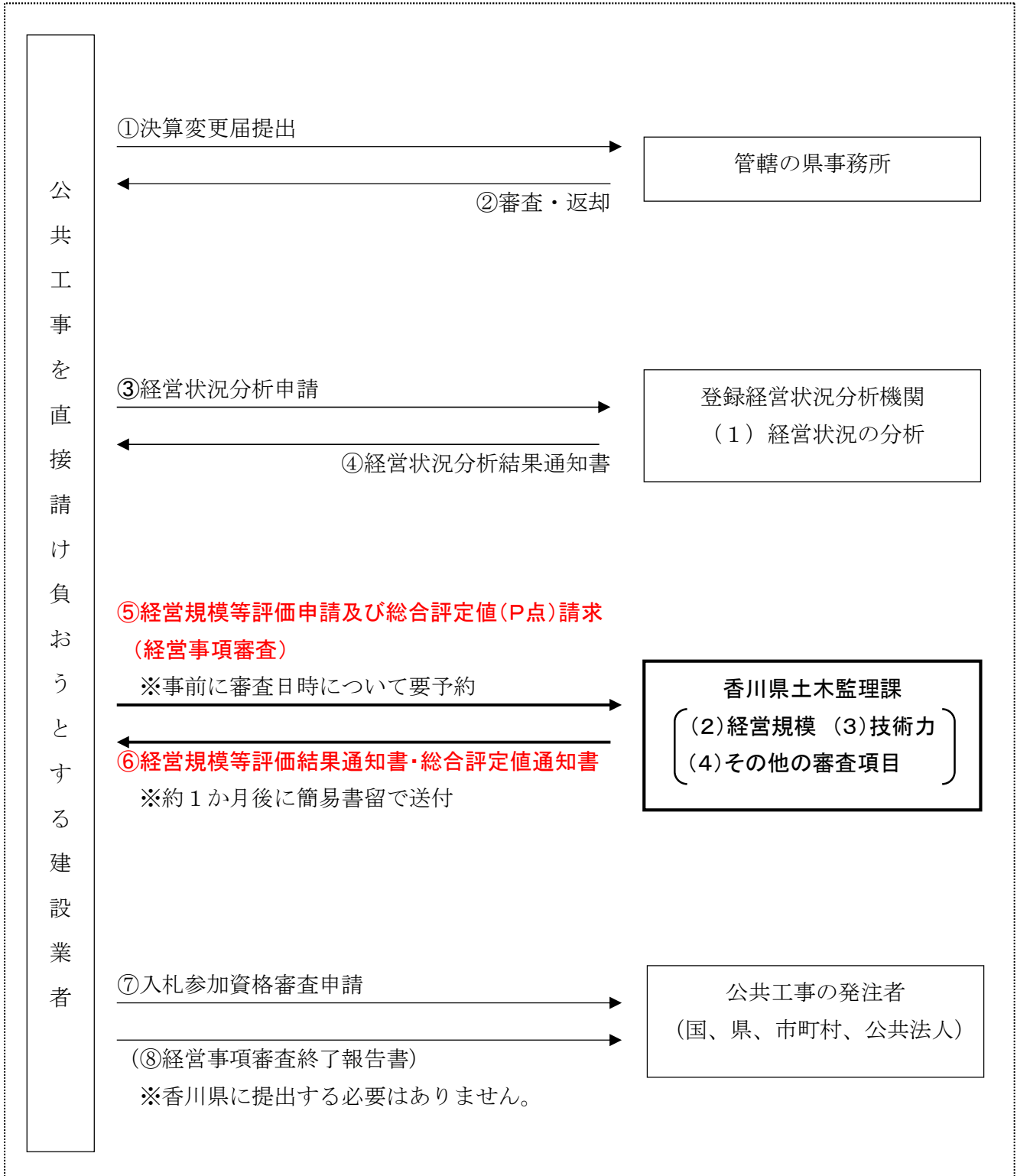
(1) 経営事項審査とは

経営事項審査は、公共工事を直接請け負おうとする建設業者の経営状況や経営規模などを、国土交通大臣が定める統一的な基準に基づき、登録分析機関や許可行政庁が審査を行い、評価するものです。

審査は、(1) 経営状況（財務内容）、(2) 経営規模（完成工事高等）、(3) 技術力（技術者数等）、(4) その他の審査項目（社会性等）について行われ、審査結果は、国、県・市町村、公共法人などが発注する公共工事の入札に参加するための重要な資料となります。

そのため、審査申請書やその添付書類に虚偽の記載があった場合は、指名停止や建設業法上の罰則の対象となります。なお、完工高が0円の業種についても、受審は可能です。

(2) 入札参加資格を得るまでの手続の概要



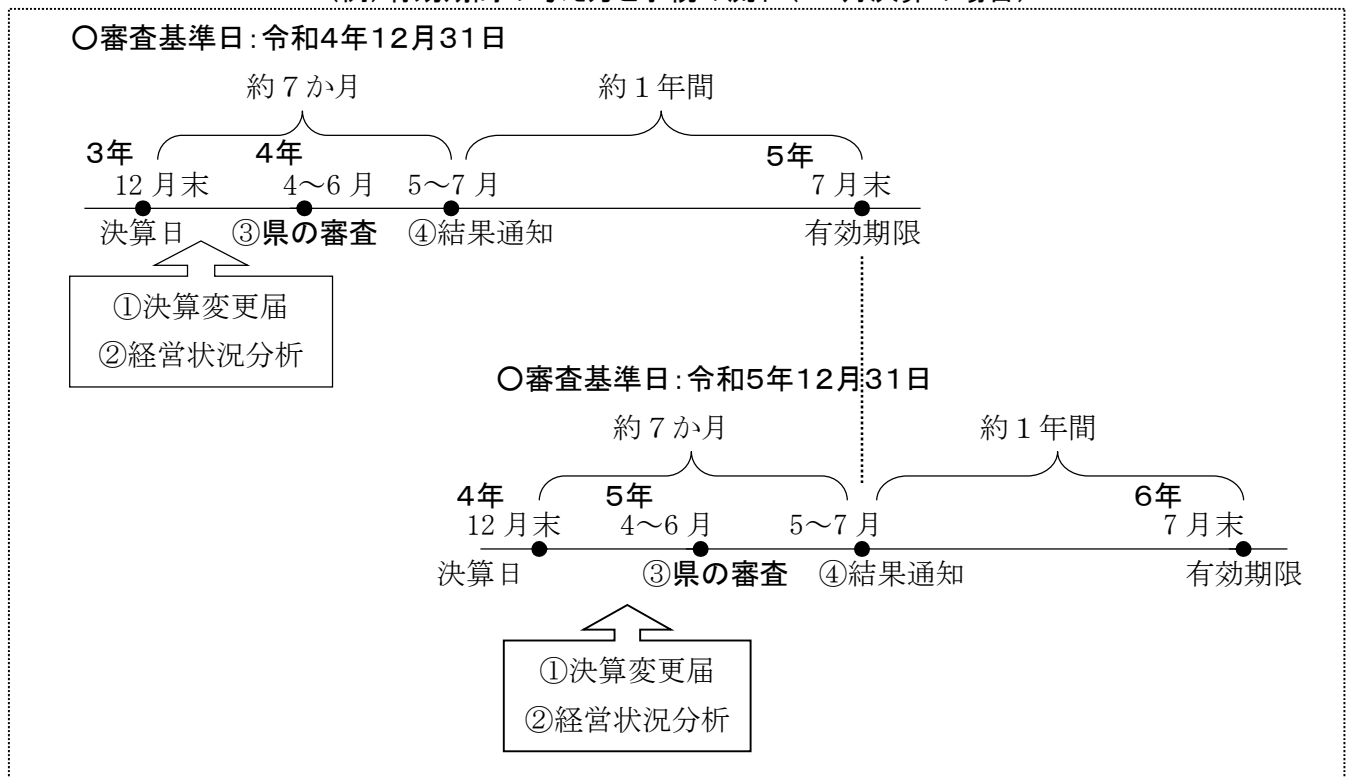
(3) 結果通知書の有効期間

結果通知書（経営状況分析結果通知書及び経営規模等評価結果通知書）の有効期間は、審査基準日（直前の決算日）から起算して1年7か月です。このうち、経営規模等評価結果通知書については、決算日から、①決算変更届の提出、②経営状況の分析、③許可行政庁の審査を経て、④結果通知を受け取るまでに、約6～7か月の期間を要するため、実際の有効期間は、約1年間と考えてください。

また、公共工事の受注者は発注者と契約をする際、有効な結果通知書がないと契約ができないこととされています。このため、公共工事の入札に参加しようとする建設業者の方は、結果通知書の有効期間が切れることのないよう、毎年、遅滞なく経営事項審査を受審してください。

なお、通常、結果通知書の通知日（文書日付）は受審した月の月末頃ですが、1月受審分の通知日は2月になる可能性がありますので、有効期限には特に注意してください。

(例)有効期間の考え方と手続の流れ(12月決算の場合)



(参考)決算月と審査日等の日程の関係(香川県の場合)

決算月	経審案内月 ※1	予約期間	基本的な受審月 ※2	前回経審の有効期限
4年10月	5年2月	5年3月	5年4月	5年5月
4年11月				5年6月
4年12月	5年3月	5年4月	5年5月	5年7月
5年1月	5年4月	5年5月	5年6月	5年8月
5年2月	5年5月	5年6月	5年7月	5年9月
5年3月	5年6月	5年7月	5年8月	5年10月
5年4月	5年7月	5年8月	5年9月	5年11月
5年5月	5年8月	5年9月	5年10月	5年12月
5年6月	5年9月	5年10月	5年11月	6年1月
5年7月	5年10月	5年11月	5年12月	6年2月
5年8月	5年11月	5年12月	6年1月	6年3月
5年9月				6年4月

※1 決算月ごとに、決算変更届の提出及び経営事項審査の予約案内のはがきを送付します。

※2 経営事項審査はいつ受審しても構いませんが、書類不備等により審査が完了せず、翌月に改めて受審していただく場合がありますので、結果通知書の有効期限が切れないようご注意ください。

(4) 次期決算に係る結果通知書(写し)及び経営事項審査終了報告書の市町への送付

香川県以外の行政庁に入札参加資格審査の申請を行った建設業者の方で、次期の決算日を基準日とする経営事項審査が終了した場合は、速やかに、「結果通知書(写し)」「経営事項審査終了報告書」(経営事項審査ホームページ「参考様式」)を当該行政庁の指示に従って提出してください。**(香川県に提出する必要はありません。)**

(5) 審査結果の公表

(一財)建設業情報管理センターのホームページ(アドレス <http://www.ciic.or.jp/index.html>)で、全国の受審業者について、審査結果が公表されています。

※**結果通知書を再発行することはできません。**紛失等した場合は、上記ホームページから審査結果を印刷して利用してください。

(6) 経営状況の分析

申請手続等については、登録経営状況分析機関へ直接お問い合わせください。

参照：国土交通省ホームページ 登録経営状況分析機関一覧

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

3 経営規模等(経営規模、技術力及びその他の審査項目)の審査

(1) 審査基準日

原則として、経営事項審査の申請をする日の直前の営業年度の終了日

(2) 申請先

- ① 香川県知事許可業者・・・香川県知事
- ② 国土交通大臣許可業者・・・国土交通省四国地方整備局長

※申請手続等の詳細は、四国地方整備局のホームページ (<http://www.skr.mlit.go.jp>) をご覧ください。(問合せ先：四国地方整備局建政部計画・建設産業課 (Tel.087-851-8061))

※ただし、県への入札参加を希望する場合は、県に「技術評価点数算定基礎申告書」を提出していただく必要があります。

(3) 審査の受付方法(予約制)

審査希望日時を電話で予約してください。(審査日程表は10ページ)

(行政書士に手続きを依頼される場合は、当該行政書士を通じて予約してください。)

- ・ 予約先 香川県土木部土木監理課契約・建設業グループ (Tel.087-832-3507)
- ・ 受付期間 各審査月の前月1日～末日(1日が土日祝日の場合はその翌日)
- ・ 予約内容 審査希望日時、許可番号、商号または名称、電話番号

午前	9:30～	10:00～	10:30～	11:00～
午後	13:30～	14:00～	14:30～	15:00～

※審査の進行状況により、時間が前後することがあります。

※行政書士が代理で受審する場合、行政書士名及び受審予定件数をお伝えください。

※国土交通大臣許可業者で「技術評価点数算定基礎申告書」の審査を受審する場合、予約時に大臣許可業者である旨をお伝えください。

※審査日程表に掲載した日以外の審査は行いません。

行政書士の方へ

他の申請者の予約の可否や当日の審査進行に影響するため、予約した件数に増減が生じる場合には、速やかに土木監理課契約・建設業グループにご連絡ください。

特に8月、11月～翌1月は多数の審査を行うため、1件でも増減する可能性が生じれば必ずご連絡をお願いします。

(4) 審査会場

県庁本館12階 第6会議室(高松市番町4-1-10)

※8月は12階第2会議室です。ご注意ください。

(5) 手数料(経営規模等評価申請と総合評定値請求を併せて行う場合)及び納付方法

区分	納付方法	手数料
香川県知事許可業者	香川県証紙	審査対象建設業が1業種の場合 11,000円 1業種増えるごとに、2,500円を加算した額 (例) 2業種: 13,500円 3業種: 16,000円

※入札参加資格の審査に総合評定値(P点)が必要なため、経営規模等評価の申請に併せて、総合評定値の請求も行っていただきます。

(6) 書類不備等について

提出書類不足や書類不備等の場合、FAXを求めたり、審査を完了せず、修正のうえ、改めて予約・受審していただく場合があります。

4 経営規模等(経営規模、技術力及びその他の審査項目)の再審査

再審査は、次の場合にのみ行います(経営事項審査受審後に業種追加し、当該業種を含めて改めて受審する場合を除きます。※次項「5 審査結果通知後に業種追加した場合について」参照)。

申請業種漏れ、記入漏れ、誤記、確認書類の提示不足など、申請者の責任に帰する場合には再審査の対象になりません。申請時には記載事項等を十分確認してご提出ください。

再審査が認められる場合	再審査の方法
行政(審査)庁側の誤り等により、結果通知書(経営事項審査)の内容に異議がある場合 ※登録経営状況分析機関が行った経営状況分析は含みません。	結果通知書を受領した日から <u>30日以内</u> であれば、再審査の申し立てができます。
国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る)が改正された場合	当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、 <u>当該改正の日から120日以内</u> であれば再審査の申し立てができます。

5 審査結果通知後に業種追加した場合について

経営事項審査受審後に新たに業種追加した場合、追加業種を含めて同じ審査基準日で改めて受審することが可能です。この場合、下記の点に注意してください。

- ・追加業種だけでなく、既に受審した全ての業種について再度受審することになります。
このため、審査手数料は「受審済みの業種+追加業種」分が必要です。
- ・既に受審した内容に関する変更は一切認められません。
- ・審査時に、前回の審査結果通知書(原本)を返却してください。

6 特殊な経営事項審査の取扱いについて

特殊な経営事項審査の受審を希望する場合は、事前に土木監理課にご相談ください。

下記の要件を満たす場合は、完成工事高、利益額、営業年数を引継ぐことができます。事業継承日または法人設立日を審査基準日として申請してください。

<事業継承>

当期事業年度開始日から遡って2年以内(または3年以内)に建設業者(許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。)から建設業の主たる部分を承継した者(以下「承継人」という。)

がその配偶者または2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は可能です。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

<法人成>

当期事業年度開始日から遡って2年以内（または3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当する場合は可能です。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
- ③ 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ④ 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

<合併、会社分割、営業譲渡>

合併期日等を審査基準日として、経営事項審査を受けることができる場合があります。詳細については土木監理課へご相談ください。

7 技術評価点数算定基礎申告書の審査について

- (1) 国土交通大臣許可業者で香川県への入札参加を希望する場合、毎年度「技術評価点数算定基礎申告書」を県へ提出し、審査を受けていただく必要があります。
- (2) 審査日程及び審査会場は、県知事許可業者を対象とする経営事項審査と同じ日程・会場です。
- (3) 経営事項審査と同様に、事前に電話予約をお願いします。（予約方法は7ページ参照）

8 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」(JCIP)による申請について

- (1) 令和5年4月1日から、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」を利用した経営事項審査の電子申請を受け付けます。
- (2) 受付期間は、「各年度4月1日～経営事項審査(対面審査)最終審査日」までです。
(令和5年度の場合は、令和5年4月1日～令和6年1月22日までです。)
- (3) 電子申請の詳細は、土木監理課ホームページの「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」のページ (https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/jcip/jcip_home.html) をご覧ください。
- (4) 電子申請の場合、電話予約は不要です。

令和5年度 経営事項審査日程表

審査月／区分	業者が直接持参する場合	行政書士が持参する場合
4月 (決算期10月・11月)	7日(金) 10日(月) 11日(火)	12日(水) 13日(木) 14日(金) 17日(月)
5月 (決算期12月)	8日(月) 9日(火) 10日(水)	11日(木) 12日(金) 15日(月)
6月 (決算期1月)	5日(月) 6日(火)	7日(水) 8日(木)
7月 (決算期2月)	3日(月) 4日(火)	5日(水) 6日(木)
8月※ (決算期3月)	1日(火) 2日(水) 3日(木)	4日(金) 7日(月) 8日(火)
9月 (決算期4月)	1日(金) 4日(月) 5日(火)	6日(水) 7日(木) 8日(金)
10月 (決算期5月)	2日(月) 3日(火) 4日(水)	5日(木) 6日(金) 10日(火) 11日(水)
11月 (決算期6月)	1日(水) 2日(木) 6日(月) 7日(火) 8日(水)	9日(木) 10日(金) 13日(月) 14日(火) 15日(水) 16日(木)
12月 (決算期7月)	1日(金) 4日(月) 5日(火)	6日(水) 7日(木) 8日(金) 11日(月) 12日(火)
1月 (決算期8月)	5日(金) 9日(火)	10日(水) 11日(木) 12日(金)
1月 (決算期9月)	15日(月) 16日(火) 17日(水)	18日(木) 19日(金) 22日(月)

・原則として、区分に応じた日程で予約してください（ただし予約状況により、区分を超えて調整する場合があります）。

・**1月22日（月）（最終日）に書類不備等により審査が完了しない場合、年度内に追加の審査は行いません**ので、早めに受審し、必ず期間内に審査が完了するようにしてください。

○予約先 香川県土木部土木監理課 建設業担当

TEL：087-832-3507 受付時間：8:30～17:15

○予約受付時期 各審査月の前月1日～末日（1日が土日祝日の場合はその翌日から）

○審査場所 県庁本館12階第6会議室

※8月は12階第2会議室です。ご注意ください。

○審査時間 午前：9:30～ 10:00～ 10:30～ 11:00～

午後：13:30～ 14:00～ 14:30～ 15:00～

提出書類

提出書類	提出部数
・経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 (様式第25号の14) ・別紙一 工事種類別完成工事高 ・別紙二 技術職員名簿 ・別紙三 その他の審査項目 (経審申請書様式)	各1部
経営状況分析結果通知書 (経営状況分析機関が発行)	1部
県証紙貼付書 (香川県様式)	1部
技術評価点数算定基礎申告書①② (香川県様式)	各1部

注意点

- ・経営事項審査申請関係書類は、経営事項審査ホームページからダウンロードし、必ず最新の様式 (申請書様式：令和5年1月最終改正、技術評価点数算定基礎申告書：年度ごとに改正) で作成し提出してください。
- ・鉛筆や消せるボールペン等で記入している申請書は、受付できません。
- ・修正ペン、修正テープを使用している申請書は、認められません。
- ・証紙はあらかじめ購入し、貼付しておいてください。(証紙売りさばき所：県庁北館2階生協総務課等)
- ・審査後、控えとして申請書のコピーをお渡しします。次回の経営事項審査の提示書類となりますので、大切に保管してください。

提示書類・確認書類一覧表

○審査は原則として、以下の表の順に行います。表の順に書類の並び替えの準備を行い「必須書類」「任意書類」を提示するようお願いいたします。

○表中にチェック項目を設けていますので、書類準備の際にご利用ください(提出は不要です)。

○「(原本)」と指定していない場合、写しの提示で構いません。

必須書類

チェック	確認書類	備考
<input type="checkbox"/>	①②“ <u>全ての</u> ”書類 ①現在有効な許可申請書一式(原本) ②許可通知書(原本)(変更届出書等(原本))	・許可年月日、許可番号、許可業種を確認します。 ・営業所所在地や代表者等の許可情報に変更がある場合、変更届出書等も必要です。

チェック	確認書類	備考
□	<p>【継続して経審を受審している業者の場合】 ①②“全ての”書類</p> <p>①前期の経営規模等評価申請書・総合評 定値請求書(前回の経審申請書の控え (審査済印のあるもの)のことです)</p> <p>②前期の経営規模等評価結果通知書・総 合評定値通知書(前回の経審結果通知 書のことです)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して経審を受審している場合、前回審査済みの内容を確認するために必要です。 ・「完成工事高計算基準の区分」で3年平均を選択した場合で、決算期の変更等により前期の申請書だけでは36か月分の確認ができない場合、前々期分も必要です。
□	<p>【初めて経審を受審する業者の場合】</p> <p>初めて建設業許可(登録)を受けた時の許 可通知書(登録通知書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営業年数(項番55)を確認します。
□	<p>決算変更届(土木事務所等の審査済印の あるもの(原本))</p> <p>※後述「各土木事務所等における事前 審査について」15ページ参照)</p> <p>※工事経歴書の記載については、下記 も参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経審用工事経歴書記載例 ・工事経歴書の留意点等について (いずれも経営事項審査ホームペー ジ「参考資料」に掲載しています。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「完成工事高計算基準の区分」(項番31)で選択した年数分の決算変更届が必要です。 2年平均→24か月分 3年平均→36か月分 ・工事経歴書は、<u>免税業者は税込、課税業者は税抜</u>で記載してください。 ・<u>1件の請負契約の完成工事高を、2以上の業種に分割して計上することはできません。</u>主たる工事の業種に全額計上してください。 ・<u>単なる剪定や保守点検業務は建設工事には含まれません。また、建設工事であっても、記載する業種が誤っているときは再審査になる場合がありますので、疑義がある場合は必ず決算変更届の提出時に確認してください。</u> ・土木事務所等の審査に日数を要する場合がありますので、必ず余裕をもって提出してください。提出日中や翌日までの審査はできかねる場合が有ります。

チェック	確認書類	備考
<input type="checkbox"/>	<p>①②③のいずれかの書類</p> <p>①契約書(写しでも可) ②発注証明書(原本) ③注文書等の契約関係が分かる書類</p>	<p>★工事経歴書に記載された上位10件の工事について、元請下請の別、工事内容、契約金額、工期などを確認します。</p> <p>★業種ごとに工事経歴書の記載順に並べて提示してください。記載順に並べることが困難な場合は、付箋を貼り付けるなど、工事経歴書記載の工事との対応が分かるようにして提示してください。</p> <p>○契約書等の押印について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書等は、原則として契約相手方の押印がある書類で確認します。<u>契約相手方の押印がない場合や請書・請求書等の請負業者が作成する書類しか無い場合は、入金を確認できる書類(通帳のコピー、領収書等)も併せて提示してください。</u> ・電子取引のため発注書等に押印が無い場合は個別判断となります。原則として、発注者側の独自情報(担当者名や工事管理番号等)の記載が無い場合は、入金を確認できる書類(通帳のコピー、領収書等)も併せて提示してください。 <p>○業種の振り分けについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の業種を一件の契約として締結することがありますが、<u>1件の請負契約の完成工事高を、2以上の業種に分割して計上することはできません。主たる工事の業種に全額計上してください。</u> <p>○工事進行基準により計上している場合…</p> <p>次の資料を提示してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①契約総額や工期が確認できる資料 ②工事進行基準による額を算出した基礎資料(年度協定書、入金確認や原価比例法による算出表など) ③2年度目以降の場合はその工期を含む全ての期の決算変更届(工事経歴書)

チェック	確認書類	備考
□	審査基準日を含む事業年度の「消費税及び地方消費税納税証明書(その1)」(原本)	<p>○初めて経営事項審査を受ける場合…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「完成工事高計算基準の区分」で選択した年数分の納税証明書が必要です。 <p>○納税証明書の様式について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付すべき税額や納付済額が記載されている「国税通則法施行規則別紙第9号書式その1」が必要です。 ※未納額があっても経営事項審査は受審できますので、必ず「その1」を持参してください。(ただし、公共工事発注者は、入札参加資格申請において完納していることを参加条件としている場合が多いため、ご注意ください。) なお、未納の税額が無いことの証明である「その3」では納付すべき税額等が確認できないため、「その3」のみ持参した場合は再審査となります。 ・納税証明書交付請求書の様式は、経営事項審査ホームページから印刷して使用してください。 <p>○免税業者の場合…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税業者であっても、免税業者であるか否かの確認に用いますので、必ず提示してください。
□	審査基準日を含む事業年度の消費税及び地方消費税確定申告書	<p>○初めて経営事項審査を受ける場合…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「完成工事高計算基準の区分」で選択した年数分の確定申告書が必要です。 <p>○申告漏れの確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書の課税標準額が損益計算書の売上高よりも少ない場合、審査時に課税標準額の算定根拠を示す必要があります。非課税取引がある場合は、内容を説明できる資料等を準備してください。(修正申告をしている場合、修正申告書等の提示を求める場合があります。)
□	審査基準日を含む事業年度の法人税または所得税に係る確定申告書類一式	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却額や、役員・給与受給者等を確認します。 ・連結決算を行っている場合、審査対象事業年度・審査対象年度の前審査対象事業年度の2年分、決算期変更の場合は前24か月分が必要です。

チェック	確認書類	備考
□	<p>『常勤確認書類』 ①～⑤のいずれかの書類のことをいいます。原則として、①により確認します。</p> <p>①申請時点直前の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書</p> <p>【社会保険適用除外の業者や、高齢等の理由のため①では氏名を確認できない場合】</p> <p>②住民税特別徴収額の通知書・変更通知書</p> <p>③厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届</p> <p>④厚生年金保険70歳以上算定基礎・月額変更・賞与支払届</p> <p>⑤所得税の確定申告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の技術職員等が在籍している場合、技術職員や経理登録経理試験合格者等をすみやかに確認できるよう、印や番号を記載しておいてください。 ・結婚等により姓が変わっている場合は、原則として公的機関が発行する改姓が確認できる書類(戸籍抄本等)を準備してください。 ・⑤所得税の確定申告書は、個人事業主の場合に、確定申告申請者本人に加えて、専従者の『常勤確認書類』として提示できます。 <p>※いずれの書類も審査基準日直前のものでないことに留意してください。(審査基準日に関わらず、申請時点で最新のものをご提示いただく必要があります。)</p>

各土木事務所等における決算変更届の事前審査について

経営事項審査の受審前に、各土木事務所等で決算変更届の事前審査を受けておく必要があります。土木事務所等では、通常は決算変更届を提出されてから翌日～3日後までに審査を完了して返却します。ただし、繁忙期や修正が必要になった場合は更に日数を要しますので、必ず余裕をもって(遅くとも1週間前までには)提出してください。

なお、**提出日中や希望時間(例：翌日10時まで等)までの審査要求には応えられない場合があります**ので、各土木事務所等への提出が経審予約日の前日になる場合は、原則として経審の予約日を変更してください。

任意書類(該当ありの場合、必ず提示)

チェック	項番等	確認書類	備考
□	【項番18】 利益額 【項番32】 完成工事高	<p><u>〈決算期を変更した場合等〉</u> 県ホームページ「参考様式」に掲載している「決算期変更に伴う按分計算表」または同等の計算書類</p>	<p>・決算期を変更した場合等の按分計算の確認を行います。</p>
□	【項番41】 雇用保険 加入の有無	<p><u>①②“全ての”書類</u></p> <p>①労働保険概算・確定保険料申告書(雇用保険に関する部分) ②①の雇用保険料を納付したことを証する書類(領収済通知書等)</p> <p>※労働保険事務組合に保険事務を委託している場合は、以下の書類 ①労働保険料納入通知書 ②労働保険料等領収書</p>	<p>・審査基準日を含む月の加入・支払状況を確認します。</p> <p>(例) 審査基準日: 12月31日 →第3期分の保険料額・納付済額を確認します。</p> <p>【参考】労働保険料の期間 (第1期)4. 1～7. 31 (第2期)8. 1～11. 30 (第3期)12. 1～3. 31</p>
□	【項番42】 【項番43】 健康保険 厚生年金保険 加入の有無	<p>社会保険料を納付したことを証する書類(領収書・社会保険料納入確認(申請)書等)</p>	<p>・審査基準日を含む月の加入・支払状況を確認します。</p> <p>(例) 審査基準日: 12月31日 →12月分の保険料額・納付済額を確認します。</p>
□	【項番44】 建設業退職金 共済制度加入 の有無	<p>建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)(原本)</p>	<p>・審査基準日に加入していることを確認します。</p> <p>・(独)勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部(建退協)の各都道府県支部の発行するものがが必要です。 (発行までに時間を要する場合がありますので、余裕をもって手続を行ってください。)</p>
□	【項番45】 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	<p><u>①～⑦のいずれかの書類</u></p> <p>①勤労者退職金共済機構または特定退職金共済団体の発行する、加入証明書または共済契約書(原本) ②労働協約または就業規則(一式) ③厚生年金基金の発行する加入証明書(原本)</p> <p>〈法人税法に規定する適格退職年金契約を締結している場合〉 ④信託銀行、生命保険会社等との適格退職年金契約書(原本)</p>	<p>・審査基準日に導入していることを確認します。</p> <p>・原則として建設業に従事する全ての従業員を対象とするものであることが必要です。</p> <p>・就業規則に関しては、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する定めがあること並びに常時 <u>10人以上</u>の労働者を使用する場合には労働基準監督署に届出をしていること(就業規則に受付印があること)及</p>

チェック	項番等	確認書類	備考
		<p>〈確定拠出年金(企業型に限る)を導入している場合〉 ⑤確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書(原本、企業型であることを明記しているものに限る。経営事項審査ホームページに「参考様式」を記載しています。)</p> <p>〈確定企業年金(基金型または規約型)を導入している場合〉 ⑥企業年金基金の発行する加入証明書(基金型企業年金の場合)(原本) ⑦資産監理運用機関の発行する加入証明書(規約型企業年金の場合)(原本)(経営事項審査ホームページに「参考様式」を記載しています。)</p> <p>※⑥は基金番号、⑦は規約承認番号が確認できる加入証明書を提示してください。 加入証明書に各番号の記載がない場合は、各基金のホームページの写しなど確認できる資料を提示してください。</p>	<p>び定年年齢につき定めた部分、高年齢者雇用確保措置における継続雇用制度について定めた部分が必要です。 なお、労働協約または就業規則において退職手当の定めがある場合においても、著しく低額であり名目的制度に過ぎないか、あるいは全く支払われていない等と認められるものについては、導入と判断しない場合があります。</p> <p>・⑤について、確定拠出年金(個人型)は対象外です。</p>
□	<p>【項番46】 法定外労働災害補償制度加入の有無</p>	<p><u>①～⑤のいずれかの加入証明書、保険証券または加入者証</u></p> <p>① (公財)建設業福祉共済団 ② (一社)全国建設業労災互助会 ③ (一社)全国労働保険事務組合連合会 ④ 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者 ⑤ 保険会社</p> <p><u>※⑤保険会社の場合のみ、以下の資料</u> ・右のア～エの全ての要件を満たすことを証明する資料(該当箇所に付箋やマーカーを付し、すみやかに確認できるようにしておいてください。)</p> <p>・審査基準日を含む期間の労働保険概算・確定保険料申告書(労災保険に関する部分) ・審査基準日を含む期間の労災保険料を納付したことを証する書類(領収済通知書等)</p> <p>→労災保険(政府労災)に加入していない場合は、当該保険が<u>準記名式の普通傷害保険</u>ではないことを示す資料を示してください。</p>	<p>・審査基準日に加入していることを確認します。</p> <p>・<u>下記のア～エの要件を全て満たすものでなければ評価対象となりません。特に「⑤保険会社」の場合は、下記の要件を全て満たしていること及び原則として政府労災に加入していることが必要です。</u></p> <p>ア 業務災害と通勤災害のいずれも対象となっていること。 イ 直接の使用関係にある職員、下請負人の直接の使用関係にある職員の全てを対象とすること。 ウ 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害の全てを対象とすること。 エ 全ての工事を対象とすること(共同企業体及び海外工事を除く場合は対象となります。一方、工事現場単位での加入や記名式(契約時に被保険者名を確定し、申込書に記名する契約)の制度は該当しません)。</p>

チェック	項番等	確認書類	備考
□	<p>【項番47】 【項番48】 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況</p>	<p>若年技術者の生年月日を確認する書類(健康保険証の写し等)</p>	<p>・合格証明書等、『常勤確認書類』(15ページ参照)については技術職員名簿の審査時に確認します。</p> <p>○加点対象 ・審査基準日において満35歳未満の職員が、【項番47】では15%以上、【項番48】では1%以上の場合が加点対象です。</p> <p>○若年者の定義 ・審査基準日現在の満年齢については、年齢計算ニ関スル法律に基づき計算するため、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が若年者となります。</p> <p>例)審査基準日が3月31日の場合 →生年月日が4月1日以前 = 満35歳以上 →生年月日が4月2日以降 = 満35歳未満</p>
□	<p>【項番49】 ・CPD 単位取得数、技術者数</p> <p>【項番50】 ・技能レベル向上者数、技能者数、控除対象者数</p>	<p>★「CPD 単位取得数(※1)」及び「技能レベル向上者数(※2)」の両方に「0」を記入した場合、以下の書類は提出不要です。(提示も不要です。)</p> <p>以下、<u>提示</u>書類です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CPD 単位数を証する書面等の写し (<u>審査基準日以前1年間に各 CPD 認定団体によって単位取得を認定された証明書</u>) ・「技能者名簿」に記載した者のうち、<u>レベル向上の有無または控除対象のいずれかに○印</u>を記載した者について、<u>審査基準日以前3年間に各能力評価実施機関が評価を証した書面等の写し(能力評価(レベル判定)結果通知書)</u> ・審査基準日において稼働している<u>全ての工事に関する作業員名簿</u> ・『常勤確認書類』(15ページ参照) ・『6か月超前からの雇用の確認書類』 (26ページ 技術職員名簿の確認書類参照) ・全ての職員の資格者証、合格証明書、実務経験証明書等 (※技術職員名簿の確認書類として別途提示するものは省略可) 	<p>(※1)CPD 単位取得数とは… →建設業者に所属する「各技術者が取得した CPD 単位」の合計数。「各技術者が取得した CPD 単位」は、以下の算式で算出されます。</p> <p>(各技術者の単位数) ÷ (CPD 認定団体ごとの数値) × 30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「CPD 認定団体ごとの数値」は、経営事項審査ホームページ「参考資料」に掲載している CPD 認定団体一覧表に記載しています。 ・上記算式で計算される各技術者の CPD 単位数に小数点以下の端数があれば、切り捨てます。 ・「各技術者が取得した CPD 単位」の上限は30です。 <p>○技術者数とは… ・「監理技術者になる資格を有する者」、「主任技術者になる資格を有する者」、「1級技士補及び2級技士補の数」の合計です。 <u>なお、2級技士補は、技術職員名簿(別紙二)には記載できませんが、項番49においてはカウントされます。</u></p>

チェック	項番等	確認書類	備考
		<p>以下、提出書類です。</p> <p>・CPD 単位を取得した技術職員名簿(様式第4号) →技術者数に技術職員名簿に記載のない者が含まれる場合に提出が必要です。</p> <p>○記載する者 審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用をしていて、「技術職員名簿」に記載していない者のうち、<u>次の要件のいずれかに該当する者をCPD単位取得の有無に関わらず全て記載してください。</u> (ア)営業所の専任技術者になれる者 (イ)1級または2級の第1次検定に合格した者(1級技士補または2級技士補)</p> <p>・「技能者名簿」(様式第5号) →「CPD 単位取得数」、「技能レベル向上者数」のいずれかに1以上を記入する場合に提出してください。 なお、どちらかが0であっても、一方に1以上の数値を記入する場合は、評点の算出のため、提出が必要です。</p> <p>○記載する者 審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用をしていて、<u>次の要件の全てに該当する者を、技術レベル向上の有無に関わらず全て記載してください。</u> (ア)審査基準日以前3年間に施工体制台帳及び再下請負通知書に係る「建設工事従事者に関する事項」(いわゆる作業員名簿)の記載対象となっていること。 (イ)建設工事の施工の管理のみに従事した者でないこと。</p>	<p>○複数の団体から単位認定を受けている場合…</p> <p>・複数の CPD 認定団体から単位の認定を受けている場合、合算は認められません。どこか1団体の CPD のみを算入してください。</p> <p>(※2)技能レベル向上者数とは…</p> <p>・認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した者(レベル1からレベル2等)の数です。</p> <p>・認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1とします。</p> <p>○技能者数とは…</p> <p>・審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事するものとして氏名が記載される者の数です。 (ただし建設工事の施工の管理のみに従事する者(監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者)は除きます。)</p> <p>・技術者と技能者両方に該当する者は、重複してカウントします。 (例えば、ある現場には主任技術者として施行管理の立場で従事しているが、別の現場では作業員として従事している場合)</p> <p>○控除対象者数とは…</p> <p>・審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者</p>

チェック	項番等	確認書類	備考
□	<p>【項番51】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</p> <p>【項番52】 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況</p> <p>【項番53】 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p>都道府県労働局長から交付された認定通知書 （「基準適合一般事業主認定通知書」・「基準適合事業主認定通知書」など）</p> <p><加点対象となる認定></p> <p>【項番51】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし ・えるぼし（第1段階～第3段階） <p>【項番52】次世代育成支援対策推進法に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん ・くるみん ・トライくるみん <p>【項番53】青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定通知書の通知日が審査基準日以前であることが必要です。 ・認定通知書の提示があった場合、審査時に最新の厚生労働省公表資料等に事業者名の記載があるかを確認します。原則として記載が無ければ加点対象としませんが、認定の取消または辞退がなされたのが審査基準日以降であることを証する書類の提示があった場合は加点対象とします。
□	<p>【項番54】 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</p>	<p>★建設現場におけるカードリーダー設置等の整備状況を評価します。</p> <p>★令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から評価対象となります。それまでの申請においては、本項番は空欄としてください。</p> <p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号)</p> <p>※1または2を記入する場合に提出してください。 ※経営事項審査ホームページ「参考様式」に掲載</p>	<p>○加点要件(①・②のいずれか)</p> <p>①審査対象工事(※1)のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置(※2)を実施した場合(15点)</p> <p>②審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合(10点)</p> <p>(※1)審査対象工事とは… 以下(1)～(3)を除く「審査基準日以前1年以内に発注者から請け負った建設工事」</p> <p>(1)日本国内以外の工事</p> <p>(2)建設業法施行令で定める軽微な工事(1件の請負金額が500万円未満の建設工事(建築一式工事は1件1,500万円未満または延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事))</p> <p>(3)災害応急工事(防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策)</p> <p>(※2)該当措置とは… 以下(1)～(3)の全てを実施していること。</p> <p>(1)建設キャリアアップシステム(CCUS)上での現場・契約情報の登録</p> <p>(次ページに続く)</p>

チェック	項番等	確認書類	備考
			<p>(2) 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法(※3) CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備</p> <p>(3) 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書を提出すること</p> <p>(※3)直接入力によらない方法 就業履歴データ登録標準 API 連携認定システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等 (=各現場にカードリーダーを設置し、建設工事に従事する者の入退場を記録できる体制を整備していることを指します。)</p> <p>★次のような場合は、加点対象になりません。 加点要件を満たさないにも関わらず、該当ありとして申請された場合は虚偽申請となりますので、ご注意ください。 (疑義がある場合、CCUS を運用する(一財)建設業振興基金等へ情報提供し、真偽を確認する場合があります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も請け負っていない場合 ・CCUS の事業者登録または技能者登録しか行っていない場合 ・審査対象工事のうち、一部の工事でしか該当措置を実施していない場合
□	【項番55】 営業年数	建設業許可(または登録)を受けたときから起算し、審査基準日までの年数を記載してください。	<p>※年数に年未満の端数がある場合は、切り捨ててください。</p> <p>※営業休止の沿革を有する場合、当該期間は営業年数から控除してください。</p> <p>※初めて許可(登録)を受けた年月日も忘れず記入してください。</p>
□	【項番56】 民事再生法または会社更生法の適用の有無	裁判所から通知された手続開始若しくは終結の決定日を証明する書面	<ul style="list-style-type: none"> ・審査対象事業年度に受けた決定について提出 ・平成23年4月1日以降に民事再生法または会社更生法の適用を申請した事件のみが対象となります。

チェック	項番等	確認書類	備考
□	【項番57】 防災協定の 締結の有無	<p><u>①②のいずれかの書類</u></p> <p>①国、特殊法人等または地方公共団体と締結している防災協定書</p> <p>②所属している団体が、国、特殊法人等または地方公共団体と締結している場合は以下の<u>アイ“全ての”書類</u></p> <p>ア 防災協定書 ※香川県と一般社団法人香川県建設業協会との間の防災協定は省略可</p> <p>イ 当該加入団体の証明書(原本)(経営事項審査ホームページ「参考様式」に掲載あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日時点で有効な協定であることが必要です。 ・防災協定に定める具体的な活動内容についての制限はありません。ただし、事実上の請負契約や期間委託契約とみなされるような場合や、協定締結者を入札で決定している場合は対象外です。 ・②の場合には、申請者が「団体に加入していること」及び「防災活動に一定の役割を果たすこと」の証明が必要です。このため、「イ 当該加入団体の証明書(原本)」に「防災活動に一定の役割を果たすこと」の記載がない場合、必ず「ア 防災協定書(写し)」により、全加入者が防災活動に一定の役割を果たすことを示す必要があります。 ・「イ 当該加入団体の証明書(原本)」に審査基準日の記載が無く、かつ審査基準日が証明日以降の場合は、審査基準日時点で当該加入団体に所属している場合のみ記載できます。 「有」で申請しているにも関わらず、審査基準日時点で退会している場合は虚偽申請となりますので、ご注意ください。
□	【項番58】 【項番59】 法令遵守の状況	営業停止命令書若しくは指示書	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日直前1年間に建設業法第28条に基づく処分があった場合に提示してください。 ・「行政指導(勧告等)」及び発注者が行う「指名停止等措置」は該当しません。
□	【項番60】 監査の受審状況	<p><u>1～3を選択する場合、以下のそれぞれの書類</u></p> <p>1 会計監査人の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書または監査証明書(いずれも写し可) ・会計監査人の設置が確認できる法人登記簿謄本(写し) <p>※審査基準日時点と同じ状況が必須書類である「現在有効な許可申請書一式」に含まれる登記簿で確認できる場合は、改めて準備する必要はありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1については、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見または限定付き適正意見を表明している場合にのみ加点対象となります。

チェック	項番等	確認書類	備考
		<p>2 会計参与の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計参与報告書(写し可) ・会計参与の設置が確認できる法人登記簿謄本(写し) <p>※審査基準日時点と同じ状況が必須書類である「現在有効な許可申請書一式」に含まれる登記簿で確認できる場合は、改めて準備する必要はありません。</p> <p>3 経理処理の適正を確認した旨の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理処理の適正を確認した旨の書類(原本) <p>※提出書類です。</p> <p>※経営事項審査ホームページ「参考様式」に掲載あり</p> <p>※「別添 建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」(両面印刷でも可)も提出してください。</p>	<p>・3については、常勤職員のうち公認会計士等(公認会計士、税理士、一級建設業経理事務士)が署名を付したものがが必要です。</p>
□	<p>【項番61】 【項番62】 公認会計士等の数 2級登録経理試験合格者の数</p>	<p><u>①②全ての”書類</u></p> <p>① 公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者、税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者、1・2級登録経理士試験合格者の証明書類</p> <p>※平成28年度以前に登録経理試験1級・2級に合格した者の場合、審査基準日以前の日付で発行された「建設業経理士 CPD 講習」受講修了証を併せてご提示ください。</p> <p>② 『常勤確認書類』(15ページ参照)</p>	<p>・6か月超の在籍期間は必要としません。</p> <p>○平成28年度以前の登録経理試験1級・2級合格者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月31日を審査基準日とする申請まで、平成28年度以前の合格者も評価対象となります。 ・令和5年4月1日以降を審査基準日とする申請において、引き続き評価対象となるためには、令和5年4月1日以降に到来する審査基準日までに(一財)建設業振興基金が実施する「建設業経理士 CPD 講習」を受講する必要があります。
□	<p>【項番63】 研究開発費</p>	<p>注記表(様式第17号の2)</p>	<p>・加対象は、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見または限定付き適正意見を表明している場合に限りです。</p>

チェック	項番等	確認書類	備考
□	【項番64】 建設機械の所有及びリース台数	<p>★記載できる建設機械の台数は、15台までとします。(令和5年度経審より変更) 16台以上記載された場合、16台目以降の審査は行いませんので、職権により修正します。(なお、15台が点数の上限ですので、16台以上所有している場合も点数は変わりません。)</p> <p>①②③④全ての書類 (ただし、申請する建設機械の種類によって異なる場合があります。)</p> <p>①建設機械一覧表 (経営事項審査ホームページ「参考様式」からダウンロードできます。)</p> <p>②売買契約書、リース契約書、販売証明書(県ホームページ「参考様式」に記載有り。)又は譲渡証明書</p> <p>※「契約書類が無い」あるいは「販売元の閉業等により販売証明書が取得できない」場合、以下(1)・(2)のいずれかの書類と(3)により建設機械の所有を確認します。</p> <p>(1)購入した際の注文書・注文請書、納品書、請求書 (2)固定資産税(償却資産)の申告の際に市町から送付される所有資産の一覧表(申請する建設機械が記載されているもの) (3)写真(全体と型式・製造番号が確認できる部分を撮影したもの)</p> <p>※移動式クレーン・ダンプ車は、提示不要です。 ※高所作業車(トラック式)の場合、自動車検査証でも可。(ただし、特定自主検査記録表(下記③)に記載された自動車登録番号と一致していること。)</p> <p>③特定自主検査記録表等 【ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル、モーターグレーダー、締固め用機械、解体用機械、高所作業車の場合】 特定自主検査記録表 ※「総合テスト」の項目が記載されているページ(2枚目以降)も含まれます。稼働状態を確認するので、必ず準備しておいてください。 【移動式クレーンの場合】 移動式クレーン検査証 【ダンプ車の場合】 自動車検査証</p> <p>＜新規に計上する建設機械の場合＞ ダンプ車以外で新車の場合 「特定自主検査実施時期証明書(販売店が第1</p>	<p>○加点対象 建設機械抵当法施行令別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、労働安全衛生法施行令に掲げる移動式クレーン、高所作業車、締固め用機械、解体用機械及びダンプ車(詳細は、25～26ページの【加点対象となる建設機械について】を参照)。</p> <p>○「①建設機械一覧表」について ・令和5年度経審からの追加書類です。審査後、県の審査済印を押印して返却します。 次年度以降の申請では、審査済印のある建設機械一覧表を提示いただくことで、②(売買契約書等)及び④(カタログ等)の提示を省略できることとします。 ただし、新規に計上する建設機械がある場合は、改めて作成してください。 (提示書類の一部が省略可能となるのは、令和6年度経審からです。)</p> <p>○リース契約の場合… ・審査基準日から1年7か月以上の契約期間を有するリース契約(1年7か月未満の契約期間で自動延長文言が記載されているものを含む。)であることが必要です。 審査基準日からリース契約の満了日までが1年7か月未満の場合、①(建設機械一覧表)中の誓約欄を記載し、リース終了後に必ず延長するか買い取る旨を誓約する場合に加点対象とします。 なお、誓約欄を記載しているにも関わらず当該リース契約を解約した場合、虚偽申請とみなす場合があります。</p> <p>○特定自主検査の総合テスト結果が「不良」の場合等… ・建設機械が稼働困難な場合は、別に修理証明書等が必要です。</p> <p>○加点対象外となる場合… ・審査基準日において各種検査の有効期間が切れている場合 ・売買契約書等と特定自主検査記録表の型式及び機種番号が一致して</p>

チェック	項番等	確認書類	備考
		<p>回の検査時期を示した書類)または「特定自主検査用出荷標章(新車納入時に機体に貼付される第1回の検査時期を示す標章)の写真」</p> <p>※特定自主検査実施時期証明書は、型式・機体番号を記載している部分も必要です。 ※出荷標章の写真を提示する場合、機械の全体及び型式・製造番号が分かる部分も併せて撮影してください。</p> <p>ダンプ車以外で中古の場合 審査基準日から遡って1年以内に特定自主検査を実施していることがわかる書類(前所有者による特定自主検査記録表の写し)</p> <p>④機械の規格が分かる書類(カタログ等の主要諸元が掲載されているもの)</p> <p>※ショベル系掘削機、移動式クレーン、ダンプ車については不要です。<u>これ以外の建設機械は、前回経審から継続して計上しているものであっても、必要です。</u></p>	<p>いない場合(明らかな誤記を除く) ・用いるべき特定自主検査記録表の様式が誤っている場合</p> <p>○電子車検証を提示する場合… ・電子車検証を確認書類として提示する場合、「自動車検査証記録事項」もあわせて提示してください。 ・「自動車検査証記録事項」とは、電子車検証のICタグに記録され、券面に表示されない事項を確認できるものです。(電子車検証交付時に窓口で受け取れるほか、「車検証閲覧アプリ」でPDFデータをダウンロードすることができます。)</p> <p>○「④機械の規格が分かる書類」について ・古い建設機械でカタログ等が無い場合や生産中止となっている機械の場合、インターネットにおける中古売買サイトの諸元情報や先行機種・後継機種のカatalog等、参考になる資料を提示してください。</p>
		【特定自主検査等の有効期間について】	
		特定自主検査記録表	検査日が審査基準日から1年以内
		移動式クレーン検査証・自動車検査証	審査基準日が有効期間内に含まれること
		【加点対象となる建設機械について】	
		ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイルドライバーのアタッチメントを有するもの ※上記以外のアタッチメントの場合は加点対象になりません。
		ブルドーザー	自重が3トン以上のもの ※「自重」は、機械質量で確認します。
		トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
		モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの ※「自重」は、機械質量で確認します。
		移動式クレーン	吊り上げ荷重3トン以上のもの
		締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー ※「ハンドガイドローラー」は自走能力のあるものに限りに、加点対象とします。 ※コンパクトヤランマー等、自走能力の無いものは加点対象になりません。
		解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機 ※解体用アタッチメントをベースマシン(油圧ショベル等)に装着することで解体用機械として使用している等により、複数の特定自主検査記録表に同一のベースマシンが記載されている場合は、いずれか一方のみを評価します。

チェック	項番等	確認書類	備考
		<p>高所作業車</p> <p>作業床の高さが2メートル以上のもの</p> <hr/> <p>ダンプ車</p> <p>自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載があり、土砂等の運搬に供される貨物自動車 ※自動車検査証の備考欄に、「積載物は土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は、加点対象になりません。</p>	
□	<p>【項番65】 エコアクション21の認証の有無</p> <p>【項番66】 【項番67】 ISO9001、ISO14001の登録の有無</p>	<p>・エコアクション21認証・登録証 ※ISO14001の登録を受けている場合、エコアクション21では加点されません。</p> <p>・ISO規格の登録証(建設業法上の従たる営業所がある場合、附属書等の対象事業所が記載された書面を含む)</p>	<p>・審査基準日が有効期間に含まれていることが必要です。</p> <p>・認証範囲に建設業が含まれていない場合、認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は加点対象となりません。</p>
□	<p>【項番81】 【項番82】 技術職員名簿</p>	<p>①②“全ての”書類</p> <p>①技術職員の資格等の証明 ○合格証明書、免状、実務経験証明書、指定学科卒業者は卒業証明書、能力評価(レベル判定)結果通知書(レベル4・3技能者)等(登録基幹技能者講習修了証など有効期間があるものは、審査基準日時点で有効なもの)</p> <p>◀1級国家資格者について「講習受講あり」を選択する場合▶</p> <p>○監理技術者資格者証(審査基準日時点で有効なもの)</p> <p>○監理技術者講習修了証または監理技術者資格者証裏面の受講記録(審査基準日が監理技術者講習の有効期間に含まれるもの)</p> <p>※監理技術者講習の有効期間とは、専任の監理技術者として現場に配置可能な期間を指し、「講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年間」です。</p> <p>②審査基準日の6か月超前からの恒常的雇用関係を確認する書類 ②-1 『常勤確認書類』(15ページ参照)</p> <p>②-2 6か月超前からの雇用の確認書類 ・健康保険証もしくは雇用保険被保険者資格等確認通知書</p>	<p>★確認書類は、技術職員名簿の記載順に並べて提示してください。 なお、10人以上の場合は、必ず技術職員名簿の通番を、確認書類に記載するか、付箋等で付して提示してください。</p> <p>○実務経験者の場合… ・実務経験者は資格等の証明に代えて「実務経験証明書」(原本)が必要(経営事項審査ホームページ「参考様式」に掲載あり)</p> <p>※建設業許可における営業所の専任技術者である場合は、建設業許可申請時の実務経験証明書(県の審査済印があるもの)を提示してください。</p> <p>※過去に実務経験により申請している場合は、審査済印のある実務経験証明書(経審用)を提示してください。新たに作成する必要はありません。</p> <p>※平成28年5月以前のとび・土工・コンクリート工事と解体工事を除き、複数業種の実務経験期間の重複は認められません。</p> <p>○出向者である場合… 以下の書類を提示してください。 ・出向元における標準報酬決定通知書 ・出向者の氏名、出向期間(審査基準日の6か月超前からであること)が確認できる出向契約書</p>

チェック	項番等	確認書類	備考
			<p>等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出向先において給与等の負担をしていることの確認資料(出向元からの請求書及び出向先から出向元への振込記録等) <p>○雇用期間を限定している場合…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する継続雇用制度を利用している場合は、様式第3号(経営事項審査ホームページ「参考様式」に掲載あり)の提出により、常勤雇用とみなします。 (パートやアルバイトは、フルタイムで勤務している場合でも常勤雇用ではありません。) <p>○新規掲載者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに同じ業者の中で技術職員名簿に記載されたことのある方は、新規の技術職員には該当しません。 これまで掲載されたことが無い者のみ新規掲載者欄に○をしてください。
以下、技術評価点数算定基礎申告書に関する書類です。			
□	<p>技術評価点数算定基礎申告書① 【雇用者数】</p>	<p>『常勤確認書類』 ①～⑤のいずれかの書類のことをいいます。原則として、①により確認します。</p> <p>①申請時点直前の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書</p> <p>【社会保険適用除外の業者や、高齢等の理由のため①では氏名を確認できない場合】</p> <p>②住民税特別徴収額の通知書・変更通知書 ③厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届 ④厚生年金保険70歳以上算定基礎・月額変更・賞与支払届 ⑤所得税の確定申告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、<u>県内営業所で建設業に携わる常勤の雇用者数(役員も含む)</u>を確認します。 <p>★6か月超前からの在籍は必要ありません。(審査基準日時点の在籍が必要です。)</p>
□	<p>技術評価点数算定基礎申告書① 【機械・運搬具】</p>	<p>①②”全ての”書類</p> <p>①決算変更届(原本)</p> <p>②審査基準日を含む事業年度の、法人税または所得税に係る確定申告書類一式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、②中の書類「別表十六(二) 定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」で機械・運搬具の残存価格を確認します。これにより確認できない場合、追加で書類の提示を求めることがあります。

チェック	項番等	確認書類	備考
□	技術評価点数算定基礎申告書①【ISO規格等の認証取得】	経営事項審査申請書で確認します。 (項番65・66・67)	
□	技術評価点数算定基礎申告書①【「舗装工事業」の申請】	<p>【舗装施工管理技術者の人数について】 ①②“全ての”書類</p> <p>①(一社)日本道路建設業協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証(審査基準日時点で有効なもの)</p> <p>②『常勤確認書類』(27ページ参照)</p> <p>【舗装用機械の保有状況について】 ①②③④“全ての”書類 (ただし、申請する建設機械の種類によって異なる場合があります。)</p> <p>①舗装用機械一覧表</p> <p>②売買契約書、リース契約書または販売証明書</p> <p>③特定自主検査記録表 ※「総合テスト」の項目が記載されているページ(2枚目以降)も含まれます。 ※アスファルトフィニッシャーについては不要です。</p> <p>＜新規に計上する舗装用機械の場合＞ 新車の場合 「特定自主検査実施時期証明書(販売店が第1回の検査時期を示した書類)」または特定自主検査出荷標章(新車納入時に機体に貼付される第1回の検査時期を示す標章)の写真 ※特定自主検査実施時期証明書は、型式・機体番号を記載している部分も必要です。 ※出荷標章の写真を提示する場合、機械の全体及び型式・製造番号が分かる部分も併せて撮影してください。 中古の場合 審査基準日から遡って1年以内に特定自主検査を実施していることがわかる書類(前所有者による特定自主検査記録表の写し)</p> <p>④機械の規格が分かる書類(カタログ等の主要諸元が掲載されているもの)</p>	<p>○舗装施工管理技術者の人数 ・香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、審査基準日現在の有資格者について提出してください。合格通知書のみでは認められません。</p> <p>○「①舗装用機械一覧表」について ・令和5年度からの追加書類です。審査後、県の審査済印を押印して返却します。 次年度以降の申請では、審査済印のある舗装用機械一覧表を提示いただくことで、②(売買契約書等)及び④(カタログ等)を省略できることとします。 ただし、新規に計上する建設機械がある場合は、作成してください。 (提示書類の一部が省略できるのは、令和6年度経審からです。)</p> <p>★なお、経営事項審査用の建設機械一覧表を作成している場合でも、舗装用機械一覧表は別に作成してください。</p> <p>○リース契約の場合… ・審査基準日から1年7か月以上の契約期間を有するリース契約(1年7か月未満の契約期間で自動延長文言が記載されているものを含む。)があることが必要です。 審査基準日からリース契約の満了日までが1年7か月未満の場合、①(舗装用機械一覧表)中の誓約欄を記載し、リース終了後に延長するか買い取る旨を誓約する場合に加点対象とします。 なお、誓約欄を記載したにも関わらずリース契約を解約すると、虚偽申請とみなす場合があります。</p>

チェック	項番等	確認書類	備考
			<p>○特定自主検査記録表の総合テスト結果が「不良」の場合等…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械が稼働困難な場合には、別に修理証明書等が必要です。 <p>○加点対象外となる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において特定自主検査記録表の有効期間が切れている場合 ・特定自主検査記録表の型式及び製造番号が一致していない場合（明らかな誤記を除く） ・用いるべき特定自主検査記録表の様式が誤っている場合 <p>○「④機械の規格が分かる書類」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い建設機械でカタログ等が無い場合や生産中止となっている機械の場合、インターネットにおける中古売買サイトの諸元情報や先行機種・後継機種のカatalog等、参考になる資料を提示してください。
		【加点対象となる舗装用機械について】	
		アスファルトフィニッシャー	舗装幅(伸縮式最大)2.4m 以上
		マカダムローラ	質量 10t 以上 ※「質量」は、機械質量+タンク容量(1ℓ=1kg)+55kg とします。
		タイヤローラ	質量 8t 以上 ※「質量」は、機械質量+タンク容量(1ℓ=1kg)+55kg とします。
		モーターグレーダー	ブレード幅 3.1m 以上
□	技術評価点数算定基礎申告書① 【障害者雇用の状況】	<p>【雇用状況の報告義務が有る場合】 障害者雇用状況報告書(写しを提出してください) ※雇用義務が0人の場合も提出してください。</p> <p>【雇用状況の報告義務が無い場合】 ①②“全ての”書類</p> <p>①障害者雇用の対象者であることの確認書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) ②『常勤確認書類』(27ページ参照)</p>	<p>○障害者雇用報告義務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>役員を除き、従業員が43.5人以上の場合に報告義務があります。</u> ・建設業に携わっているかどうかではなく、会社として障害者を雇用しているかで判断します。 <p>○障害者雇用義務が有る場合…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用状況報告書については、審査基準日直前の6月1日現在に係る報告で、公共職業安定所の直近の受付印があるものを提出してください。 ※オンラインによる提出(電子申請)の場合、申請届出書を提出した後に表示される到達番号や問い合わせ番号等の画面コピーを障害者雇用状況報告書と併せて提出してください。

チェック	項番等	確認書類	備考
			<p>・加点対象は、審査基準日時点の障害者雇用率(2.3%)を満たす数を<u>超える数</u>の障害者を雇用している場合です。</p> <p>○障害者雇用義務が無い場合…</p> <p>・加点対象は、雇用保険の対象者に成り得る方または個人事業主の同居親族のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有している方です。(個人事業主や法人役員は含みません。)</p> <p>★6か月超前から<u>の在籍は必要ありません</u>。(審査基準日時点の在籍が必要です。)</p>
□	<p>技術評価点数算定基礎申告書②</p> <p>【若年技術職員名簿】</p> <p>【若年技術職員数集計表】</p>	<p>①②“全ての”書類</p> <p>①合格証明書等の免状(審査基準日時点で有効なもの)</p> <p>②審査基準日の6か月超前から<u>の恒常的雇用関係を確認する書類</u></p> <p>②-1『常勤確認書類』(27ページ参照)</p> <p>②-2<u>6か月超前からの雇用の確認書類</u></p> <p>・健康保険証もしくは雇用保険被保険者証資格等確認通知書</p>	<p>・経営事項審査における技術職員名簿と異なる技術職員コードを記載する場合には、提示が必要です。</p> <p>※<u>加点対象は、各業種4人までです</u>。</p> <p>各業種の技術職員が5人以上いる場合、<u>経営事項審査【項番81】【項番82】の「技術職員名簿」とは異なり</u>、5人以上の技術者については記載しなくても構いません。</p> <p>※対象となる技術職員は、<u>技術職員コードが 005、040、060、064、111～239、703、704 の方</u>です。(経営事項審査と異なります。)</p>

関係コード表

1 市町村コード表

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
37201	高松市	37206	さぬき市	37341	三木町	37404	多度津町
37202	丸亀市	37207	東かがわ市	37364	直島町	37406	まんのう町
37203	坂出市	37208	三豊市	37386	宇多津町		
37204	善通寺市	37322	土庄町	37387	綾川町		
37205	観音寺市	37324	小豆島町	37403	琴平町		

2 技術職員資格区分コード表（経営事項審査ホームページに掲載しています。）

[香川県>組織から探す>土木監理課>建設業>経営事項審査申請についてはこちら](#)
[>参考資料等 技術職員資格区分コード表](#)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kfvn02.html>

3 【項番32】完成工事高の業種コード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

※ 業種コードのうち、「010」「050」「110」のコードを記入した場合には、関連するコードも併せて記入してください。（業績がない場合でも記入してください。）

（例）→「010（土木一式工事）」の場合は、「011（プレストレストコンクリート工事）」も記入。

→「050（とび・土工・コンクリート工事）」の場合は、「051（法面処理工事）」も記入。

→「110（鋼構造物工事）」の場合は、「111（鋼橋上部工事）」も記入。

4 【項番82】技術職員名簿の業種コード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工・コンクリート工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

・ 経営事項審査申請書類 記入チェックリスト

★経営事項審査を受審する前のチェックにご利用ください(★提出不要です。)

様式	項番		確認事項・備考	チェック
全体			前回の申請書(控え)を確認し、前回の審査時に修正された箇所は正しく記載している	
様式二十五の十四 (1枚目)	02	申請時の許可番号	更新・業種追加(期間の調整をした場合)したときは、許可番号・許可年月日を修正している	
	10, 11	代表者名または個人の氏名	代表者等を変更したときは、最新の内容にしている	
	15	許可を受けている建設業	業種追加や一部廃業をしたときは、最新の内容にしている	
	16	経営規模等評価等対象建設業	申請業種に漏れはないか、申請業種欄には「9」を記入	
同上 (2枚目)	17	自己資本額	基準決算か2期平均かの選択と、記載した数値は一致している	
	17, 18	自己資本額 利益額(2期平均)	小数点以下は切捨てている また、マイナスとなった場合の切捨ても正しく行っている (例:「-100.5」は「-101」になる)	
別紙一 (3枚目)	31	審査対象事業年度等	対象となる期間(□□年□□月等)は、別紙一の最初の1枚だけに書いている	
		計算基準の区分	2年平均・3年平均の記載と、実際に選択している内容は合致している	
	32	業種コード	申請業種は全て記載している(前回は申請していたが、今回は申請しない業種は削除している) 業種名・業種コードは全て記載している 土木一式、とび・土工、鋼構造物を申請する場合、それぞれの内訳項目(コード:011、051、111)も記載している	
別紙二 技術職員名簿	全て		審査基準日時点の技術職員を全て記載している (現在退職していても、審査基準日時点に在籍し、所要の要件を満たしていれば記載可能)	
		業種コード	申請している業種のみ記載している (申請業種を増減した場合は必ず確認すること)	
		審査基準日現在の満年齢	年齢は正しく加算している(審査基準日時点の満年齢)	
		講習受講	講習受講の有無は監理者証、講習記録を確認したうえ記載している	
		監理技術者資格証 交付番号	監理者証を更新したときは、交付番号も修正している	
別紙三 その他の審査項目(社会性等)	全て		加入・該当がある項目は全て「1」としている	
	55	営業年数	初許可日等も全て記載している	
	47, 48	若年技術者等	若年技術者の増減を反映している	
その他		損益計算書(完工高)	消費税の確定申告書の課税標準額と比較はしている	

防災協定締結証明書の参考様式

(※申請者が加入している団体が防災協定を締結している場合)

項番57
「防災活動」関係

証 明 書

所在地
商号または名称
代表者名

上記の者は、審査基準日（令和 年 月 日）において、当団体が令和 年 月 日付け
で との間で締結した（防災協定の名称）に基づき、当該協定に定める防災活動に従事する
者であることを証明する。

令和 年 月 日

これ以外の様式でも構いませんが、審査
基準日時点の状況を証明するため、必ず
「審査基準日」を記載して下さい。

証明団体
所在地

団体名
代表者名

項番60
「監査の受審状況」関係

監査の受審状況における経理処理の適正を確認した書類として使用します。
 (項番60について「3」と記載する場合)

経理処理の適正を確認した旨の書類

商号または名称、対象決算期を記入

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの第 期
 事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動
 計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計
 の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の
 会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されたことを
 確認しました。

「別添の会計処理に関する確認項目」について

「その他経営事項審査様式」に掲載している「経理処理の適正を確認した旨
 の書類(様式第2号)」の2ページ目以降も添付してください(両面印刷可)。

常勤の方で、
 ・公認会計士、税理士
 ・1級登録経理試験に合格した者
 のみが作成することができます。

商号または名称
 所属・役職

株式会社鈴木組
 総務部 経理担当

氏名

鈴木 太郎

以上

項番64
「建設機械」関係

販 売 証 明 書

〈買主〉

所在地 香川県高松市番町四丁目1
 商号または名称 株式会社鈴木組
 代表者名 鈴木 太郎

○既に契約書や販売証明書が有る場合、
新しく作成する必要はありません。
 ○これ以外の様式でも構いませんが、追加資料を求める場合があります。

上記の者に、下記の建設機械を販売したことを証明します。

令和 年 月 日

〈販売会社〉

所在地 香川県高松市〇〇町〇〇-〇
 商号または名称 〇〇建設機械販売会社
 代表者名 〇〇 〇〇

枝番等も省略せず記載してください。

記

建設機械の種類	メーカー名	型式	機番・製造番号	販売年月日	販売時の状態
油圧ショベル	クボタ	U-17	99999	H29.5.1	新車
油圧ショベル	コベルコ	SK30SR-3	AA99-9999	H30.10.1	中古

「状態」欄は、販売時に中古販売か新車販売かを記載してください。

自主検査記録表の「製造番号」欄に記載されるべき番号を記載してください。

項番64「建設機械」関係
技術評価点数算定基礎申告書「舗装用機械」関係

いずれの様式も、経営事項審査ホームページ「参考様式」から Excel 形式のファイルをダウンロードしてご使用ください。
(記載要領・記載例も同じページに掲載しています。)

建設機械一覧表

建設機械一覧表(項番64関係)

申請者名:						審査基準日:令和 年 月 日		
No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号	種別又は規格	所有・リースの別	取得年月日	
							リース開始日	リース期間満了日
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

香川県知事 殿
上表に記載した建設機械のうち、No.()については、リース期間が満了したのち、(リース契約を延長・買取)することを誓約いたします。
令和 年 月 日
所在地
商号又は名称
代表者名

建設機械の種類	加点に必要な規格等
ショベル系掘削機	-
ブルドーザー	自重3t以上
トラクターショベル	バケット容量0.4m ³ 以上
モーターグレーダー	自重5t以上
移動式クレーン	吊り上げ荷重3t以上
締固め用機械	-
解体用機械	-
高所作業車	作業床高さ2m以上
ダンプ車	-

行政庁押印欄

舗装用機械一覧表

舗装用機械一覧表(技術評価点数算定基礎申告書用)

申請者名:						審査基準日:令和 年 月 日		
No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号	種別又は規格	所有・リースの別	取得年月日	
							リース開始日	リース期間満了日
1								
2								
3								
4								

香川県知事 殿
上表に記載した建設機械のうち、No.()については、リース期間が満了したのち、(リース契約を延長・買取)することを誓約いたします。
令和 年 月 日
所在地
商号又は名称
代表者名

舗装用機械の種類	必要な規格等
アスファルトフィニッシャー	舗装幅(伸縮幅最大)2.4m以上
マカダムローラ	質量10t以上
タイヤローラ	質量8t以上
モーターグレーダー	ブレード幅3.1m以上

※質量=機械質量+タンク容量(1t=1kg)+55kg

行政庁押印欄

実務経験証明書(経審用香川県指定様式)

下記の者は、土木 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 4 年 4 月 11 日

指定学科卒業+3年の実務経験を証明する場合

平成 28 年 6 月以前のとび・土工工事の実務経験を新たに証明する場合、次のように記載してください。

- ・解体工事ととび・土工が混在 →「とび・土工コンクリート」
- ・解体工事のみ →「とび・土(解体)」
- ・とび・土工のみ →「とび・土(とび)」

代表取締役 鈴木太郎

技術者の氏名 佐々木小次郎 生年月日 S 4 0 . 6 . 2 1

※最終学歴(校名) ○×大学 (学科) 土木工学科

※実務経験を必要とする資格の名称 _____

雇用期間 年・月～ 年・月	商号・名称(所在地)	実務経験年数 年・月～ 年・月
H26.4～H29.4	(株)鈴木組 (高松市番町 4-1-10)	H26.8～H29.3
H20.4～H26.3	(株)○×建設 (大阪府○○○ 3-2)	H21.2～H26.2
		合計 満 7 年 7 月

経営事項審査を受審する業者の代表者が、全ての
実務経験期間について証明してください。
また、雇用期間が確認できる資料を提示してください(現在所属している会社のみで可)。

注)※印欄は、必要となる場合にのみ記入。その場合、卒業証明書(写)、資格者証(写)は必ず添付。

項番 81・82
「技術職員名簿」関係

登録基幹技能者講習の講習修了証の様式

※登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」について実務経験を有する建設業の種類として定められていますが、**土木工事業については、主任技術者の要件として認められない**ことに留意してください。

①新様式

(登録基幹技能者講習の種目)講習修了証

写 真	修了証番号 第 号 氏 名 (生年月日 年 月 日) 実務経験を有する建設業の種類: 工事業 この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。 修了年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日
審査基準日が修了年月日以降かつ有効期限内であること	(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 号)

②旧様式

(登録基幹技能者講習の種目)講習修了証

写 真	修了証番号 第 号 氏 名 (生年月日 年 月 日) 実務経験を有する建設業の種類: 工事業 この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 修了年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日
審査基準日が修了年月日以降かつ有効期限内であること	(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 号)